

## イベントの開催制限（令和3年11月25日以降の取扱い）について

このことについて、国の通知により、令和3年11月25日以降、全国的な移動を伴うイベントまたは参加人数が1,000人超のイベントに対する県への事前相談を廃止し、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントにおいて、イベント主催者または施設管理者（以下「イベント主催等」という。）から県に対し「感染防止安全計画」が提出され、県が確認した場合、人数上限を収容定員まで緩和できることとなりました。

については、本日から県において、「感染防止安全計画」の受付を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 感染防止安全計画の概要

・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象（※1）に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目（※2）を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

※1 収容定員が設定されていないものは、参加人数5,000人超を対象とする。

※2 感染防止策の項目

- ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ②手洗、手指・施設消毒の徹底、③換気の徹底、④来場者間の密集回避、
- ⑤飲食の制限、⑥出演者等の感染防止策、⑦参加者の把握・管理等

・感染防止安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管する。

#### 2 事務手続

- (1) イベント主催者等から県へ「感染防止安全計画」を提出（イベント開催2週間前までを目途）
- (2) 県からイベント主催者等に助言等の意見を提示
- (3) イベント主催者等は「結果報告書」を県に提出（イベント終了後原則1か月以内）

### 3 計画の提出先（原則：メールによる）

県庁新型コロナウイルス感染症対策室（総合調整班）

※ 業務上関連する県の担当課等がある場合は、当該課等に提出

### 4 受付開始日

令和3年11月25日（木）

### 5 参考

感染防止安全計画等の様式や手続の詳細については、県のホームページに掲載していますので、御確認ください。

URL：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kaisaiseigen021112.htm>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者の皆さまへ > イベントの開催制限について